

議案第81号

富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
富士見市国民健康保険税条例（昭和32年条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年11月30日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

地方税法施行令の一部改正等に伴い、富士見市国民健康保険税条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

富士見市国民健康保険税条例（昭和32年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「並びに」を「及び」に改める。

第11条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第19条中「及び同条第3項本文」を「、同条第3項本文」に、「並びに同条第4項本文」を「及び同条第4項本文」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である国民健康保険の被保険者（以下この項において「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4, 245円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7, 075円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 11, 320円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 14, 150円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 1, 350円

イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 2, 250円

ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 3, 600円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4, 500円

第19条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項

第1号」に、「「総所得金額」」を「「総所得金額及び」」に改め、「第3号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

附則第2項中「第19条」を「第19条第1項」に、「同条中」を「同項中」に改める。

附則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「第19条」を「第19条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定、第19条の改正規定（「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、第19条に1項を加える部分を除く。）及び第19条の2の改正規定（「「総所得金額」」を「「総所得金額及び」」に改め、「第3号において同じ。）」の次に「及び」を加える部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の富士見市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。